

北栄町自治会長会規約

(名称)

第1条 本会は、北栄町自治会長会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、北栄町総務課内に置く。

(会員)

第3条 本会は、北栄町内の自治会長をもって会員とする。

(目的)

第4条 本会は、町民がまちづくりの主役であるという自治の基本理念を踏まえ、自治会と町との役割分担を明確にしながら連携・協力し、協働によるまちづくりを推進することで、よりよい住民自治の確立を目指すことを目的とする。

(事業内容)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

- (1) 自治会長会の開催（1月・4月・7月・11月）
- (2) 会員相互の研修・親睦を図る事業
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 評議員 6名

(役員を選出)

第7条 本会の役員は、自治会長会で選出する。

(役員の仕事)

第8条 会長は、本会を代表し会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
- 3 評議員は、会長の諮問に応じ必要事項について助言する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は1年とする。ただし、再任は妨げない。補欠役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第10条 本会に評議員会を置く。

(評議員会)

第11条 評議員会は、会長、副会長、評議員で構成し、次の事項を協議する。

- (1) 自治会長会規約の制定及び、改廃に関する事項

- (2) 事業に関する事項
 - (3) 町その他団体委員等の選任に関する事項
 - (4) その他重要な事項
- 2 評議員会は、会長が必要と認める場合に招集する。
 - 3 評議員会は、2分の1以上の出席によって協議する。

(事業年度)

第12条 本会の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

附 則

この規約は、平成23年4月26日から施行する。